

長野県庁広告付庁舎案内板設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長野県庁の広告付庁舎案内板及びこれに掲載する広告に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 庁舎案内板 長野県庁本庁舎に設置する庁舎案内板で、広告が掲載されたものをいう。
- (2) 広告主 庁舎案内板に広告を掲載することを希望する者をいう。
- (3) 設置者 県から庁舎案内板の設置の許可を受けた者をいう。

(庁舎案内板の位置等)

第3条 庁舎案内板を設置する位置及び数は、財産活用課長が定める。

(庁舎案内板の設置)

第4条 庁舎案内板の設置期間は、原則として5年間とする。

(電気使用料)

第5条 庁舎案内板運営において使用する電気料は、原則、月ごとに使用料を算出し、毎月の県が指定する日までに全額納入することとするが、これにより難しい場合、別途協議出来るものとします。

(広告掲載の申し込み)

第6条 広告主は、設置者に広告の掲載を申し込むものとする。

(広告主の基準)

第7条 次の各号に掲げる者の広告は、庁舎案内板に掲載しない。

- (1) 法令に違反している者
- (2) 県税を滞納している者
- (3) 長野県から、物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者
- (4) 清算手続中の者、破産手続中の者、再生手続中の者、更生手続中の者、承認援助手続中の者又は特別清算に関する手続中の者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業を営む者

- (6) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者
- (7) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）第 2 条第 3 号に規定するインターネット異性紹介事業者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、庁舎案内板に広告を掲載することが適当でない者として別に定めるもの

（広告の基準）

第 8 条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権その他の他者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 意見広告など特定の主義主張を目的とするもの
- (6) 事実と異なるもの
- (7) 誇大な表現を含むもの、明示すべき事項を明示していないものなど虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- (8) 広告であること又は広告等の内容が不明確であるもの
- (9) 広告主の名称、連絡先等が明示されていないなど責任の所在が不明確であるもの
- (10) 個人の氏名を広告するもの
- (11) 不当な比較広告
- (12) 競馬、競輪、競艇、小型自動車競走、パチンコその他これらに類するものに関するもの
- (13) 占い、運勢判断その他これらに類するものに関するもの
- (14) 債権の取立て、示談の引受けその他これらに類するものに関するもの
- (15) たばこの販売を促進する目的のものその他これに類する目的のもの
- (16) 前各号に掲げるもののほか、庁舎案内板に掲載することが適当でない広告等の内容として別に定めるもの

（地域性及び公共性の考慮）

第 9 条 設置者は、長野県庁本庁舎の性格を考慮し、地域性及び公共性の高い者の広告を掲載するよう努めなければならない。

（庁舎案内板の規格等）

第 10 条 庁舎案内板の規格、設置位置及び設置機関並びに庁舎案内板において広告できる面積その他募集にあたっての事項は、別に定める「長野県庁広告付庁舎案内板募集要領」及び「長野県庁広告付庁舎案内板設置仕様書」によるものとする。

（庁舎案内板の原稿の作成及び提出）

第11条 庁舎案内板の色、デザイン等は、設置者においてその原稿を作成するものとする。

2 庁舎案内板の原稿の作成に要する経費は、設置者が負担するものとする。

3 設置者は、庁舎案内板の設置を開始しようとする日（以下「設置開始日」という。）の7日前までに、当該案内板の原稿を県が指定した場所に提出しなければならない。

（広告主及び広告内容の審査）

第12条 前条第3項の規定により広告の原稿が提出されたときは、県は、当該原稿に係る広告主及び広告（以下「広告内容」という。）を審査し、広告主及び広告内容が適当なときは、広告の原稿の引渡しを受ける。

2 前項の審査の結果、広告内容が第7条及び第8条に規定する基準等を満たしていないときその他広告内容が不適当なときは、県は設置者に対し、広告内容の補正等を指示するものとする。

3 前項の指示があったときは、設置者は、県が指定する日までに広告内容の補正をしなければならない。この場合において、指示の内容が広告の補正であるときは、設置者は、県が指定する日までに補正後の広告の原稿を提出しなければならない。

4 前項の規定による補正後の広告内容の審査については、第1項の規定を準用する。

（設置の取り消し）

第13条 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、庁舎案内板の設置を取り消すことができる。

(1) 設置者が、第5条第1項に規定する期日までに貸付料を納入しないとき。

(2) 広告主が、第7条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 広告の内容が、第8条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、県が特に庁舎案内板を設置することが適当でないと判断したとき。

（庁舎案内板の設置及び撤去等）

第14条 庁舎案内板の設置及び撤去は、設置者が行うものとする。

2 庁舎案内板の設置及び撤去に要する経費は、設置者が負担するものとする。

3 庁舎案内板の撤去作業により庁舎等の破損が生じた場合は、設置者が現状に復するものとする。

（設置者の責務）

第15条 設置者は、広告内容に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 設置者は、庁舎案内板の設置に関し第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、庁舎案内板の設置及び広告の掲載について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 9 日から施行する。